



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
発行責任者：岩橋 祐治  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館6階  
Tel (03) 5842 - 5601  
年額1,500円  
(送料込、会員は会費に含む)



## 感染禍で噴出した矛盾を 連帯で豊かに乗り越えよう

### 新型コロナウイルス感染症と労働者のいのちと健康学習交流会

いの健全国センターは、6月18日「新型コロナウイルス感染症と労働者のいのちと健康学習交流会」を開催しました。会場とした平和と労働センター2階ホールに18人、各地からオンラインで40人ほどが参加しました。

開会にあたり、岩橋祐治事務局長から「コロナ感染症拡大により、雇用が大きく脅かされ、メンタル不調者や自殺者が増えることが予想される。労働組合や各団体への相談が増え、一緒に解決し仲間になる状況もある。しっかり学習して取り組みを強めよう」とあいさつを行いました。

#### 未知のウイルス

学習のメインは、松浦健伸医師（精神科・いの健全国センター理事）を講師に「新型コロナウイルス感染症拡大時の働く者の健康～メンタルヘルスを中心に」。金沢市・城北病院の診察室からの講義となりました。

講義では、まず感染症に関する労安の取り組みの意義を確認しました。感染予防は取り組まなければ事業の継続はできず、労働者は安心して働くことができません。とりわけ新型コロナウイルスの場合、感染そのものと同時に、感染に関連した不安が大きく影響し心の病につながること、また外部からの支援が困難な状況になることなどの特徴を示しました。

また、今回の感染症によるストレス要因として、未知のウイルスへの不安、治療のための隔離による社会的遮断、自粛生活などによる生活や就労状況の変化による孤立があること、そして、差別や偏見などにさらされる危険などが整理して解説されました。

#### 労安活動の原則を現状に合わせて

欧米では、感染症による災害を「特殊災害」として、五感で感知できない災害は、自然災害と比べより大きな社会的混乱をもたらしうると考えていると



いうことも紹介されました。

災害対応では、現地の状況やニーズを受けて「急性期」「中間期」「復興期」とフェーズを分けて対応を考えます。しかし、感染症の場合、一直線に変化するのではなく、第2波の到来などフェーズが戻ることがあります。今は、感染が一定収まっている時期だからこそ、メンタルヘルスを含めた職場での体制づくりが急務と協調されました。

この時期の労働安全衛生活動について、感染予防の知識やスキル習慣獲得を優先し、その上でメンタルヘルスを含めたセルフケアに取り組むことが提起されました。その際、各職場環境の変化に合わせて考える必要があることも指摘されました。例えると医療機関の激務、また在宅勤務の増加など働き方の

（2頁に続く）

#### 〈今月号の記事〉

第2回理事会報告	2面
全国センターHP紹介／民医連ヘルスケア指針	3面
MIC／全教／愛知／熱中症予防	4～5面
医師ユニオンシンポ／韓国から支援物資	6面
過労死労災認定基準検討会／大防法「改正」	7面
高年齢労働者の安全・健康政策提言	8面

変化があります。民医連では「セルフケアのための10のヒント」を職員向けに提示しました。感染時は他からの支援が入りにくい状況があり、職場レベルの対策が重要になります。

労働衛生の3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）・メンタルヘルスの4つのケアそして3つの感染（生物学的、心理的、社会的）を柱に、ストレス要因や新しい生活様式、働き方に対応して検討を進めることが重要です。

## 困難を前に取り組みを強化

講義後は、参加団体から職場状況や取り組みについて報告を受け、交流しました。「医療現場は人員不足・物資不足に苦しみ経営難とも直面している。国が責任をもって対応すべき」（医労連）、「仕事における感染は積極的に公務災害を」（自治労連）、「学校再開で教員はさらに長時間労働になっている。子どもたちのためにも少人数学級を実現したい」（全教）、「客室乗務員の感染リスクについてPCR検査等安全対策を国に要求していく」（JALキャビンクルーユニオン）「タクシー会社の退職強要をはねかえし、雇用調整助成金なども活用して雇用を守る活動に取り組んでいる」（自交総連）「新聞協会あてに要請書を出し、職場の安全確保、取材網・配達網の維持を要請している」（新聞労

連）などの労働組合からの報告がありました。

また、民主団体からは「中小零細事業主に厳しい状況が続いているが、国保の減免措置の実現など勝ち取った成果を大いに広めたい」（民商）、「職員の健康を守るために方針を発信し取り組みを進めている」（民医連）などの報告がありました。

## 連帯し、職場で命と健康を守る仕組みづくりを

最後に田村昭彦理事長代行が、「一人ひとりが考え方行動するとともに、職場で守る仕組みづくりが重要になる。どう『密』を避ける行動様式が要求される時に孤立しないで連帯で乗り越えるか考えよう。ジェンダーの視点についても深める契機としていきたい。「ステイホーム」の下で何が起こっていたかも検証したい。「災害関連死」のような二次被害はどうだったのか。新自由主義により、ギリギリの生活や働き方を強いられ、矛盾が一気に噴き出した。雇用・生活の確保を含め、いのちと健康を守る社会保障の在り方も全面に追求していきたい。知恵を出し合って、いのちと健康を守る仕組みづくりを実現していこう」とまとめの発言を行いました。

いの健全国センターは、この学習交流会を出発点として、“新しい橋頭堡”をつくる活動を進めていきたいと思います。

（全国センター 岡村やよい）

## 第2回理事会報告 4カ月ぶりにオンラインで開催

6月3日、いの健全国センター2020年度第2回理事会が開催されました。コロナの緊急事態宣言の関係もあり、2月以降4カ月ぶりの開催となりました。ズームを使ったオンラインでの開催で、会場の出席が7人、ズームでの参加が24人、欠席が4人でした。司会進行を岡村事務局次長、ズームの操作を井之上事務局次長が行いました。

冒頭、福地理事長があいさつを行い、コロナ禍で新自由主義の弊害をあらためて痛感したとして、労働者のいのちと健康を守るとりくみの職場・地域からの強化を訴えました。

岩橋事務局長の経過報告、情勢報告（1.コロナ関連の主な出来事、2.高年法&年金法「改正」、3.大防法と石綿則の「改正」、4.過労死等労災認定基準の見直し、5.その他）の後、参加理事各位からこの間の取り組みの報告が行われました。この間のとりくみでは、大気汚染防止法の抜本改正を求めるとりくみ、「過労死等事案に係る監督部署と労災担当部署の連携」のあり方に関する厚生労働省要請&懇談などが報告されました。

協議事項では、1.コロナ感染症と今後のいの健全国センターの運営について（緊急事態が解除され



た下で、コロナ感染に十分な注意を払いながら、順次各会議や研究会を再開していく）、2.コロナ感染症と労働者のいのちと健康を守るとりくみについて（学習・交流会「コロナ感染症と労働者のいのちと健康」の開催、緊急厚生労働省要請の実施）、3.「高齢労働者のいのちと健康を守る政策提言」と厚生労働省要請の実施について、4.当面するとりくみについて、5.その他、を協議しました。

第2回理事会は長谷川副理事長のあいさつで閉会しました。

（全国センター岩橋祐治）

# 全国センターHP「新型コロナ感染症関連情報」ページを創設

## 職場の労働安全衛生活動に活用を

新型コロナ感染症は、感染そのものと同時に、関連する不安の増大への取り組みが必要になります。その不安が心の病気につながること、偏見や差別を通じて労働環境を悪化させることが危惧されます。また、感染症が拡大している時期は、容易に外部からの支援を求めることができず、メンタルヘルスに関する職場レベルでの対策が大切になります。

ILOでも今年4月の労働安全衛生デー（4月28日）には、「世界的流行病に直面して～労働安全衛生の確保」という報告書を出しセミナーを行いました。

厚生労働省や関連学会でも、感染対策及び流行時のストレス対策やメンタルヘルスケアに関する情報を発信しています。

また、いの健全国センターの加盟団体では、政府や厚生労働省に対して、連続的に要請行動を重ね、コロナ危機からいのちと健康、生活を守るための活動を進めています。

新型コロナ感染症に関する情報は、巷にあふれている状況がありますが、「働くもののいのちと健康」を軸に、右のような構成で、全国センターホームページに特設ページを作りました。

今後、1面既報の学習交流会の講演・報告、学会や団体情報など隨時、更新していきたいと思います。

## 全日本民医連 新型コロナウイルス感染症に関する職員へのヘルスケア指針と10のヒント

全日本民医連では、5月25日「新型コロナウイルス感染症に関する職員へのヘルスケア指針」（「指針」）と「職員のみなさんのセルフケアのための10のヒント」（「10のヒント」）を出しました。

### 「職員を守る」を第1に

民医連のすべての事業所は、様々な状況で新型コロナウイルスへの対応を迫られています。そして、その対応は長期にわたることが予想されます。民医連は大きな自然災害時など全国から支援を結集し、困難を乗り越えてきました。

しかし、今回の感染症は新しいタイプの災害です。全国どこでクラスターが発生するかわからず、職員が集まって団結する場をつくることができません。未知のウイルスに対して常に不安を抱えて対応しなければならないこと、そして心ない偏見にさらされてしまうことに対しても全国すべての事業所で「職員を守ることを第1に守り抜く」姿勢を示し、方針

### 目次

#### 1. 働くもののいのちと健康を守る～コロナウイルス対策は重要な労働安全衛生課題

##### 1-1 感染予防対策・働き方

産業衛生学会／日本看護協会（全国訪問看護事業協会）／日本医労連／いの健全国センター／全労連

##### 1-2 感染症の不安・ストレスとメンタルヘルス

WHO／厚生労働省／産業衛生学会／産業ストレス学会（日本赤十字社）（日本心理学会）／いの健全国センター／全日本民医連

##### 1-3 業務や通勤による感染・発症は労災（公務災害）申請を

厚生労働省／地方公務員災害補償基金

#### 2. 政治・自治体への要請

いの健全国センター／全労連（介護・ヘルパネット）／全日本民医連／自治労連／全教／医労連／MIC／福祉保育労／生協労連／民放労連／自交総連／国公労連

#### 3. 基本情報

国連女性機関／WHO／ILO／厚生労働省／産業衛生学会／産業ストレス学会

### 職員のみなさんの セルフケアのための10のヒント

を持つことが重要です。そして、事業所の状況を5段階に設定し、各段階での対応を示しました。職員の健康が守られなければ健全な職場も事業継続もできません。合理的配慮の必要な職員の類型も示しました。第2波に向けて、仕組みづくりを急がなければなりません。

### すべての職員が活用を

「10のヒント」は、職員一人ひとりのセルフケアについてまとめています。「情報の選択」「自然な反応」「認知のバイアス」「休息の必要」「偏見の防止」「仲間の力」「ペースの尊重」「称賛と誇り」「やさしさと連帯」「団結とマネジメント」の10項目をあげ、わかりやすく解説。民医連の職員（医療機関）向けではありますが、他の職場にも共通する内容です。ぜひ、ご覧いただき自分たちの職場へと応用してみてください。（民医連 岡村やよい）



## 各地・各団体のとりくみ

MIC

### フリーランスにもコロナ関連補償を 厚労省要請

MIC（マスコミ文化情報労組会議）フリーランス連絡会が厚生労働省要請をし、5月20日には記者会見を行いました。会見での発言を中心に、補償ごとにまとめます。=以降は発言者

#### 持続化給付金・緊急小口資金・小学校休業等対応支援金・住宅確保給付金=俳優連合・森崎いずみさん

日本俳優連合は、自粛要請が出てからアンケートを3回実施しています。中見出しに挙げた4つの補償金は、フリーランスの人も申請できますが、共通しているのは申請時に必要な書類が働き方にマッチしていないこと。労働者性・キャンセルなどを証明するもの=契約書・通知などがないか手元にない、収入が一定していないので昨年同時期との比較ができるないなどの問題があります。「貯金をくずしたりアルバイトをするなど、とても専門的な技術を磨くことはできない状況です」

#### 傷病手当金=出版ネット・杉村和美さん

雇用類似の働き方検討会でも論議されていますが、厚労省がコロナ対策で「国保加入の被用者（雇用されている人）にも傷病手当金を支給するように」との通知を出しました。私たちは、請負契約が



あれば被用者と認めてほしい」と要望しています。

#### 未払い報酬の立替え払い=出版労連・北健一さん

倒産や資金繰りができずに賃金が払えない会社に対する助成制度、被用者に近い働き方をしているフリーランスにも適用することは、雇用類似の検討会でも取り上げられてきました。今回、コロナ対策として特例的に「賃金の支払い確保に関する法律」で支給してもらえないかという要望です。

**コメント**；国保からの傷病手当金については、鳥取県岩美町と岐阜県飛騨市が個人事業主などへの傷病手当金支給を決めました。未払い報酬の立て替え払いについては動かせていませんが、引き続き要望していきます。コロナ対策で勝ち取った施策を、フリーランスが安心して働くルールやしくみづくりにつなげたい。

(全国センター 宮沢さかえ)

全教

### 感染を防止し、楽しく過ごせる学校に 今こそ、せんせいふやして「20入学級」を

2月末の「全国一律休校」の「要請」から4カ月。「緊急事態宣言」にもとづく休校の延長、「分散登校」等を経て学校が再開し、通常の授業が始まったところも多くなりました。

この間、全教と各組織は、休校中の子どもたちのいのちと安全、「教育を受ける権利」を守ること、学校再開への条件整備をすすめること、教職員の感染防止と働く権利の保障等を求め、文科省・地方教育委員会への要請を繰り返していました。特に、収入が急減した家庭の子どもたちに対する修学のための援助、非常勤教職員の雇用継続と賃金保障、妊娠中や基礎疾患をもつ場合はもちろん、すべての教職員の「在宅勤務」を認め、校内感染防止のための条件整備を行うことなどを要求し、実現させました。

休校中にあきらかになったことの1つは、日頃の業務量の多さです。年度のまとめや新年度の計画づくりなど「授業がなくてもこれだけ大変なのに、よくやってきたよね」という声が上がりました。

再開後の学校では、感染防止策を徹底しながら、授業日数・時数の激減を踏まえてどのように教育活動をすすめていくのか、休校に入る前以上の負担増と忙しさが続いている。「午前授業の子どもが帰った後の消毒が終わったと思ったら、午後授業の子どもが登校。昼食をとる時間もない」「今こそ、子どもたち1人ひとりのさまざまな思いを受け止めてあげるべきなのに、やらなければならぬことが多い…」など、大きな悲鳴が上がっています。

今、緊急に求められているのは、20人程度で授業を行うことができるようになります、そのために教職員定数を大幅に増やすこと、それぞれの学校で、子どもに合わせた柔軟な教育活動ができるようになります。学校には導入する条件も見通しもないことがあきらかになった「1年単位の変形労働時間制」は、もう中止すべきだと思います。

(全教 糸谷陽子)

「めざせ20入学級!教育予算ふやして、輝けみんなのえがお」ネット署名にご協力をお願いします。QRコードで署名にアクセスできます。



## 各地・各団体のとりくみ

**愛知**

### 新型コロナに簡略的な申請制度を 厚生労働省・愛知労働局に要請

愛知健康センターは5月20日、愛知労働局を訪れ、加藤勝信厚生労働大臣に対し新型コロナウイルスの影響による労災保険について緊急要請と過労死（自死）への事後対応などを要請しました。鈴木明男事務局長および、高垣英明氏をはじめ4人が参加。愛知労働局からは企画課が応対しました（写真）。

今年は、例年の懇談会を止め、要請書提出だけにしました。

要請書の中では、過労（自）死について、来年の過労死防止大綱の改定に当たって、事後対応を定式化すること、さらに、その事後対応に当たっては「犯罪被害者等基本法」の理念と同様、①個人の尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②その施策は、被害の状況および原因、本人および家族がおかれている状況その他の状況に応じて適切に行われること、③本人および家族が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことが出来るようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることが出来るようにするなどの基本的理念を明記することなどの7項目を要求しました。

その後、労働局から電話で回答があり、電話での

### STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

毎年6月から9月までに熱中症が増加します。厚労省及び中央労働災害防止協会など労働災害防止団体は、職場における熱中症予防対策を図るため、5月から9月までを「ストップ！熱中症クールキャンペーン」を実施しています。

2018年、職場における熱中症による死傷者は1178人と急増しました。それ以前、熱中症による死傷者数は400人から500人で推移していましたので2018年は倍増です。とくに7月と8月は急激に増加しますので、7月の安全衛生委員会の審議が重要です。月別の死傷者数（2013年から2017年の合計）は、

6月 117件（死亡5件）

7月 1055件（死亡41件）

8月 1137件（死亡46件）

9月 79件（死亡4件）となっています。

業種的には建設業が1番多く、2番が製造業、3番が運送業となっています。

熱中症の危険度を判断する指標の1つにWBGT値があります。WBGT値の測定は、「熱中症指標



懇談となりました。労働局からは「犯罪被害者等基本法は警察庁の主管だが、労働局もハローワークなどで義務が課せられている」「今までそれらの理念は持っていたが、組織的ではなかった」として、本庁へ上申すると回答がありました。

厚労大臣に対し、新型コロナウイルス医療や介護の現場で働く人たちが新型コロナウイルスに感染するケースが相次いでいるにも関わらず、労働災害として申請された件数が少ないとして、△労災認定基準、申請手続きの周知徹底△労働安全衛生の取り組みの活性化に向けすべての労使団体に協力要請△新型コロナに限定した簡略的な申請制度の創設一など4項目7点を要請しました。要請行動をNHKおよび赤旗が取材しました。

（愛知センター 高垣英明）

**厚生労働省**

計」の名称で市販されている機材で測定できます。

このWBGT値が28度を超えると熱中症発生が急上昇するといわれています。そのためキャンペーン期間内に実施すべき事項として、労働災害防止団体は次の事項をあげています。

①WBGT値の把握と評価

②作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備）

③作業管理（作業時間の短縮、水分及び塩分の摂取、服装）

④健康管理（日常の健康管理、健康状態の把握）

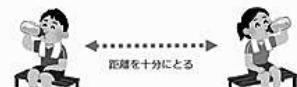
⑤労働衛生教育、異常時の措置、予防管理者の確認

今年は、新型コロナ対策でマスクの着用もありますので熱中症対策にいっそう気をつけましょう。

（社会医学研究センター 村上剛志）

※WBGT=湿球黒球温度（気温、湿度、輻射熱から決定）

2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中のマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

**医師  
ユニオン**

## コロナ危機から医療機関を守れ！

「緊急シンポジウム COVID-19と闘う医療現場の実情～医療の最前線からの声～」

全国の勤務医で組織されている全国医師ユニオンが、5月16日緊急シンポジウムを開催しました。新型コロナウイルス感染症に懸命に取り組む全国の医療機関は深刻な状況に陥っています。第2波への教訓を明らかにすることを目的とした開催でした。

### 緊急アンケートを実施

医師ユニオン・植山直人代表が基調報告と緊急アンケートの結果を報告しました。アンケートは、新型コロナの検査や診察に従事する医師の労働環境について4月24日～5月6日にかけてインターネットで実施し、172人が回答しました。

アンケート結果では、本来使い捨てのN95マスクを何度も使いまわしているという医師が3割。国の政策が現場に対応できていると考えている医師は3割で、9割の医師が自身の感染リスクに不安を抱えていました。しかし、コロナ感染症の診療を行ったって「危険手当」がでている人は18.9%にとどまっています。また、COVID-19の診療にあたる医師の1割は研修医ということもわかりました。

また、院生などの無給医がコロナの診療にあたっていることも報告されました。

植山医師は「安倍首相は医療を守るために何でもするというが、これが日本の現実だ」と指摘。「このような状態では、コロナへの対応はできない」と訴えました。

### 効率性を追及する医療からの転換を

日本医労連の森田しおぶ委員長は、現場の看護師の実態を中心に報告。「もともと人員不足の上にコロナ感染症対応でまさに激務になっている。また、子どもが保育園で受け入れ拒否にあったりと差別を受け、心身ともにストレスを増している。離職者が増えるのではと心配している」と語ります。

大泉生協病院の斎藤文洋院長は、ウイルスとのたたかいの最前線で頑張っているのにも関わらず経営



危機に陥りかねない病院の実情を報告しました。同院では、3月上旬から発熱外来を開始。コロナ疑いの患者を診察してきました。また5月からは帰国者・接触者外来も担当しています。感染対策のために、医療材料・人件費の増加、医療機器の追加購入などによる支出増に対して、外来・急性期入院患者が減少し、収益は予算比で3月1249万円、4月1818万5千円下回りました。「医療を継続できる経済的支援と効率性のみを追及する医療体制はすぐ切り替えることが必要。このままではコロナ後に回復不能な医療崩壊へと続く」と訴えました。

### 積極的に労災申請を

日本労働弁護団の棗一郎弁護士は、新型コロナウイルスの労災について解説しました。厚生労働省は、4月28日に通知「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」を出し、「業務外で感染したことが明らかである場合」を除き、具体的な感染経路が特定できなくても「患者の診療」にあたった医療従事者が感染した場合は原則として労災保険対象とするとしています。しかし、各地で医療機関の集団発生がおこっているにも関わらず6月4日現在、労災申請は全国で94人。認定された人は8人にとどまっています（その後6月15日現在申請300件、認定19人）。棗弁護士は「現場の労働者は労災補償を知らない人も多い。積極的な申請を」と呼びかけました。

（編集部）

### 韓国から民医連へビニールガウン届く

5月19日、韓国から新型コロナウイルス感染症に対する医療支援物資が全日本民医連事務局に届きました。支援物資は、民医連と交流がある韓国社会的医療機関連合会（社医連）、人道主義実践医師協議会（人医協）、韓国保健医療団体連合会に加盟する健康社会のための歯科医師会（健歯）、健康社会

のための薬剤師会（健薬）などの友好団体や緑色病院の仲間が有志で募金を集め、ビニールガウンを送ってくれたものです。

支援物資は、民医連の事業所に発送され、全国から感謝の声が寄せられています。

（「民医連新聞」より）



# 被災労働者が救済される基準に改定を

## 過労死等労災認定基準検討会

過労死等の労災認定基準（精神障害、脳・心臓疾患）の検討が連続して行われています。

### パワハラの認定基準を示す—精神障害

前号でもお知らせしたとおり、精神障害の労災認定基準については、5月11日の検討会報告書に基づき、「業務による心理的負荷評価表」に「パワーハラスメント」の項目が新たに加わりました。労災請求事案は、請求人の主張をもとに「出来事」を評価表にあてはめ、「強」となるかどうかが「業務上」への基準となっています。「パワハラ」が「強」とされるのは、「上司等から暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた」（身体的攻撃）、又は「人格や人間性を否定するような業務上必要性がない又は業務の目的を大きく逸脱した精神的攻撃」「必要以上に長時間にわたる激しい叱責」「他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責」「態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的な攻撃」

（精神的攻撃）と示されています。「強」の判定にはかなり高いハードルがあることがわかります。特に「精神的攻撃」の場合は、「強」と「中」の差が例示ではなく、あいまいなものとなっています。

### 複数業務要因災害—精神障害・脳・心臓疾患

今年の3月末に成立した「雇用保険等の一部を改正する法律」により、改正労災保険法案では、複数事業労働者（事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者）に対する新たな保険給付が追加されました（複数業務要因災害）。この改正は、「複数就業者に関するセーフティネットの整備」を目的として、公布の日から6ヶ月を超えない範囲内で施行するとしています。これにより、複数の事業主に雇用される労働者の場合、非災害発生事業場の賃金額も合算して労災保険給付を算定することとなりました。労災保険特別加入者も対象になるとしています。

「国は、兼業・副業を積極的に推奨する政策を進めながら、生活補償である労災補償を改善しないのはおかしい」といの健センターでもかつてから改善を求めていたものです。検討会では、労災保険徴収法におけるメリット制については影響させないことも示されました。

また労災認定は「複数就業者の業務上負荷を総合的に評価して行う」ことについて「運用を開始する



第2回精神障害等労災認定基準検討会（6月10日）

にあたっては専門家の意見を聴くことに留意」と労働政策審議会の建議にあることから、精神障害、脳・心臓疾患労災認定基準両検討会にて「複数業務要因災害」についての論議が行われました。

精神障害の検討会は6月4日に開催され、異なる事業場の労働時間・労働日数を通算して評価すること、業務による具体的な出来事については、それぞれ評価した上で全体的に評価するとしています。

また、6月10日に行われた脳・心臓疾患の検討会では、「短期間の過重業務」（1ヵ月100時間超の時間外労働）、「長期間の過重業務」（2～6ヵ月に平均80時間超の時間外労働）の評価にあたって、複数事業場の労働時間を合算して評価することが概ね合意とされました。

今後、脳・心臓疾患については今年度、精神障害については2021年度に、それぞれ認定基準全般の検討が行われる予定です。この間の裁判や労働現場の実態を踏まえ、被災労働者が確実に救済される制度へと運動を強めることが必要となっています。

### 大気汚染防止法・石綿障害予防規則「改正」へ

アスベスト規制強化を目的とする大気汚染防止法改正案が5月29日、参議院本会議で可決されました。衆議院環境委員会では、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムと共産党は別の修正案を提出したが、本会議で反対を投じたのは共産党のみでした。共産党の修正案では、レベル3建材の除去工事であっても、作業届出の実施や隔離養生・負圧除じんを求めていました。そして「アスベストを除去する業者のライセンス制度について検討する」ことが、衆議院環境委員会に提出された付帯決議から、与党の反対で削除されてしまいました。

また、アスベスト規制に関する石綿障害予防規則についてのパブリックコメントが6月5日を締め切りに募集されました。全国センターでは、事前調査に第三者性を求めるなど意見をまとめ、提出しました。

# 高年齢労働者の安全と健康を守るために「政策提言」を決定

## 高年法の「改正」と「高年齢労働者ガイドライン」の公表

安倍内閣は、昨年12月に、「全世代型社会保障検討会議」の「中間報告（案）」をとりまとめ、今年の通常国会に高年法（高年齢者雇用安定法）の「改正」案を提出し、成立させました。「中間報告（案）」では、「生涯現役（エイジフリー）で活躍できる社会」をめざすとして、「労働改革」では「70歳までの就業機会確保による中高年の就労促進」を行いました。 「改正」高年法では、「65歳から70歳までの高年齢者の就労確保措置（=雇用でなくても業務委託などの就業でもよい）」を講じることを企業の努力義務としました。厚生労働省は、「人生100年時代に向けた高年齢者の安全と健康に関する有識者会議」を開催し、3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表しました。

## 高年齢労働者の現状と問題点

高齢就業者は、15年連続で増え続け、2018年現在862万。就業者総数に占める割合は12.9%です。歴代の自民党内閣、特に安倍内閣による年金水準の引き下げが大きな原因です。高齢労働者の第一の問題は、低賃金・労働条件が劣悪で雇用が不安定な「非正規雇用」が多いことです。労働者全体の非正規労働者率37.8%に対し、高齢労働者では76.3%となっています。第二の問題は、身体機能の低下などにより労働災害の発生率が高いことです。労災における休業4日以上の死傷病者数における60歳以上の労働者が占める割合は、2008年の18%から2018年には26%と1.5倍になっています。また、20歳代後半の労災発生率（千人率）が男性2.05人、女性0.82人に対し、60歳代後半では男性が4.06人、女性が4.00人と、男性で1.98倍、女性では4.87倍にもなっています。

## 厚生労働省「高年齢労働者ガイドライン」の活用

ガイドライン（指針）では、事業者に対する強制力がありません。労働局や監督署はガイドラインにもとづき事業者に対し行政指導や改善命令をすることはできません。事業者に対しガイドラインの周知を行い、ガイドラインにもとづくアドバイスを行うのがせいぜいです。労働安全衛生法は、労働基準監督官に事業者に命令・指示する権限を与えていま

### 事業者に求められる事項

- 1 安全衛生管理体制の確立
  - ① 経営トップによる方針表明と体制の整備
  - ② 危険源の特定とのリスクアセスメントの実施
- 2 職場環境の改善
  - ① 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（ハード面の対策）；高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じる。ガイドラインを参考にして、事業場の実情に応じた優先順位をつけて順次改善にとりくむ。
  - ② 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（ソフト面の対策）；敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、順次実施する。
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
  - ① 健康状況の把握
  - ② 体力の状況の把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
  - ① 各々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
  - ② 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
  - ③ 心身両面にわたる健康保持増進措置
- 5 安全衛生教育
  - ① 高年齢労働者に対する教育
  - ② 管理監督者等に対する教育

※ 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリスト

### 高年齢労働者の安全と健康を守るために

- 高齢者がいつまでも働き続けざるえない状況を、年金や社会保障制度の改善（＝マクロ経済スライドの廃止と最低保障年金制度の創設など）によって解消することを前提として、高年齢労働者が自らのいのちと健康を守り、安全に安心して働くように
- 1 高齢者も安全で安心して働くことができる賃金・労働条件の確保と就業環境の確保を行うこと。労基法・労安法にもとづく強制力・罰則のある規則・命令を制定すること。
  - 2 高年齢者ガイドラインにおける事業者に求められる5つの事項を徹底すること。
  - 3 高年齢者の雇用についても正規雇用を基本とすること。請負・委託などの「雇用によらない」働き方は制限するとともに保護を強化すること。
  - 4 高齢者の体力に応じた機械や技術の開発を推進すること。

※「いい健」全国センターとしての労働者の安全と健康を守るための政策提言

す。事業者が禁止事項や義務規定に違反した場合の罰則も定めています。労安法は、「事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない」（62条）と、中高年齢者に対する特別な配慮を求めています。高齢労働者が862万人という現実をふまえれば、強制力のない「ガイドライン」ではなく、労基法と労安法にもとづく強制力・罰則のある規則・命令を策定することが本来です。いい健全国センターでは、6月3日の第2回理事会で「高年齢労働者の安全と健康を守る提言」を決め、6月26日に厚労省への要請を行います。

労働組合でも、高年齢労働者の安全と健康を確保する立場から、「高年齢労働者ガイドライン」の実行を迫り、積極的に職場環境や作業管理の改善につなげていきましょう。（全国センター 岩橋祐治）